

公益財団法人 介護労働安定センター群馬支部
令和6年度 喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）募集要項

1. 研修機関

公益財団法人介護労働安定センター群馬支部

2. 研修課程

（1）第一号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為の範囲は次の通り。

① たんの吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）

※口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までを限度とします。

② 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養）

※胃ろう又は腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

（2）第二号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲内における任意による組合せによるものとします。

① たんの吸引（口腔内） ※ 咽頭の手前までを限度とします。

② たんの吸引（鼻腔内） ※ 咽頭の手前までを限度とします。

③ たんの吸引（気管カニューレ内）

④ 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう）※状態確認は、看護職員が行います。

⑤ 経管栄養（経鼻経管栄養）※経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

（3）科目免除コース

次の修了者等に対して一定の研修及び実地研修を行います。

- ・実務者研修（医療的ケア）修了者及び介護福祉士新カリキュラムの修了者で実地研修の修了を希望する者。

3. 研修期間及びカリキュラム

基本研修(講義) : 令和6年10月1日から令和5年11月26日までの9日間

基本研修(演習) : 令和6年12月3日・4日・10日・11日のうち1日間

実地研修 : 令和6年12月12日から令和7年12月31日まで（基本）

（1）基本研修(講義)

〔別紙1〕カリキュラムのとおり

（2）基本研修(演習)

〔別紙1〕カリキュラムのとおり

※ 筆記試験に合格した者が受講できます。

（3）実地研修

基本研修(演習)の評価判定に合格後、各勤務先施設等で実地研修を実施します。

※感染症拡大等の状況により、計画を変更することがあります。

4. 募集期間

令和6年4月1日(月)から令和6年9月13日(金)

5. 研修会場

基本研修(講義)	オンライン「ZOOM」にて実施する為、所属施設又は自宅で受講
基本研修(試験)	前橋市総合福祉会館(未確定)
基本研修(演習)	(公財)介護労働安定センター群馬支部講習室
実地研修	一定の要件を満たした実地研修機関(受講者自らが所属する法人の施設等。)

6. 募集定員

24名

7. 受講資格

- ① 原則として、群馬県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、障害者(児)施設等(医療機関を除く)、居宅サービス事業等に就業している介護職員(資格は問わない)。又は群馬県内に住所を有し、県外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、障害者(児)施設等(医療機関を除く)、居宅サービス事業等に就業している介護職員(資格は問わない)。
- ② 原則として、現在勤務する事業所の利用者に上記医行為を行う対象者がいること。
- ③ 実地研修指導者があり、実地研修に際し受講者の指導を行うことができること。
- ④ 免除科目以外の全課程出席可能であること。
- ⑤ オンラインでの受講「ZOOM」(ビデオ ON)での参加が可能な事。(ネットワーク環境、パソコン、タブレット等が準備できること)

8. 申込みに必要な書類

全ての受講希望者は、以下の書類が必要です。

- ・[様式1号] 受講申込書
- ・[様式2号] 指導看護師調書及び承諾書
- ・指導看護師の指導者養成講習修了書の写しもしくは医療的ケア教員講習会修了書の写し
(注) 現在勤務する事業所に指導看護師が不在の場合は、別途ご相談ください。

※(3) 科目免除コースの申込み者は追加して以下の書類が必要です。

- ・科目免除を証明するために必要な修了証書等の写し。

9. 申込方法

次の住所に郵便にて提出してください。

申込書等の提出先

〒371-0022

群馬県前橋市千代田町1丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階

「公益財団法人介護労働安定センター群馬支部 喀痰吸引等研修担当者」宛て

TEL 027-235-3013 FAX 027-235-3014

10. 選考方法

募集定員を上回る申し込みがあった場合には、複数名お申込みの事業者様に優先順位をお伺いし、受講者を調整いたします。

11. 選考結果の通知方法

申込者全員に対し、9月19日(木)までに受講決定(不決定)通知致します。

1 2.申込手続きの完了

受講決定通知及び請求書（振込取扱票付き）をお送りいたしますので、指定された期間内に受講料を振込み下さい。当法人がご入金を確認させて頂いた時点で申込手続きの完了と致します。やむを得ず申込みを辞退される場合は、速やかにご連絡ください。

正当な理由なく、指定された期間を過ぎても入金を確認できない場合は、お申込みを取り消す場合があります。

1 3.受講料等

第一号研修及び第二号研修	89,000 円	※ 2
科目免除コース	40,000 円	※ 2
科目免除コース(当センター修了生対象※ 4)	20,000 円	※ 2
テキスト代	2,420 円	※ 3

※ 1 すべて税込価格になります。

※ 2 賠償責任保険料を含みます。

※ 3 中央法規出版(株)発行『新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』

※ 4 当センター群馬支部の実務者研修を令和 4 年度以降に修了した者が対象。

1 4.保険について

研修（オンラインを含む座学、演習、実地研修）における事故などに関する損害賠償については、当センターが損害賠償保険に加入しますので、別途加入の必要はありません。

1 5.講習実施の中止

応募者が定員に満たない等の理由により、研修を中止することがあります。

1 6.受講料等の返還

(1) 一旦納付された受講料は、開講決定日（講習開始日から起算して 1 4 日前（当該日が土・日・祝日の場合は、それ以前の営業日））以降は、原則返還しません。

(2) 応募者が定員に満たない等、当センターの事由にて研修を中止する場合は、納付された受講料等は全額返還します。

1 7.遅刻・早退・欠席等による補講の取扱い

- ・講義・演習に関し、遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めないものとし、当センターがやむを得ない事由と判断した場合は、補講を受講していただきます。
- ・補講にかかる受講料は、遅刻、早退、欠席者の補講料は 1 時間あたり 7,000 円(税込)とします。
- ・筆記試験不合格者の補講については、1.5 時間 10,500 円(税込)とします。（補講 1 回は無料）
- ・演習に係る補講については、演習指定日に合格できなかった場合に実施し、補講料は 1 時間あたり 7,000 円(税込)とします。

1 8.受講科目一部免除の取扱い

科目免除コース

- ・「実務者研修（医療的ケア）修了者及び介護福祉士新カリキュラムの修了者」は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号社会・援護局長通知）2 の（4）に基づく免除となります。

ただし、当センターの規定により手技等の統一を図るため、基本研修の 3 日目、7 日目、8 日目の 3 日間と演習の受講を要するものとします。

19.修了証明書

研修の全課程（科目免除コースは、指定された内容）を修了した受講者に対し、修了証明書を交付します。

なお、修了証明書の発行は、修了日から概ね2週間を要します。

20.個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。

(2) 目的外利用・提供の禁止

提供していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る選考結果通知、受講手続き、研修の実施と運用及び当センターの事業活動に関する情報提供のみに使用し、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用及び第三者に提供しません。

(3) 複写・複製の禁止

受講者の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記載された資料等を複写、又は複製しません。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとします。

21.実地研修の実施について

- ・実地研修は、受講者自らが所属する法人の施設又は関連施設において実施していただきます。
- ・実地研修先においては、「〔様式4号〕実地研修に係る確認シート」の要件を満たす必要があります。研修を実施する事業所において、実地研修に先立ち実地研修の実施のための体制整備を行ってください。
- ・実地研修先において指導をする医師、看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等とします。
- ・指導にあたる予定の看護師等は、「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」もしくは「医療的ケア教員講習会」を修了している必要があります。
- ・実地研修先が確保できない場合は、申込をお断りさせていただきます。

〔お問合せ先〕

公益財団法人介護労働安定センター群馬支部
(担当者：須永)

〒371-0022

群馬県前橋市千代田町一丁目14番1号

TEL:027-235-3013 FAX:027-235-3014

URL: <http://www.kaigo-center.or.jp/>

メールアドレス：m.sunaga@kaigo-center.or.jp

営業時間：平日8：30～17：00